

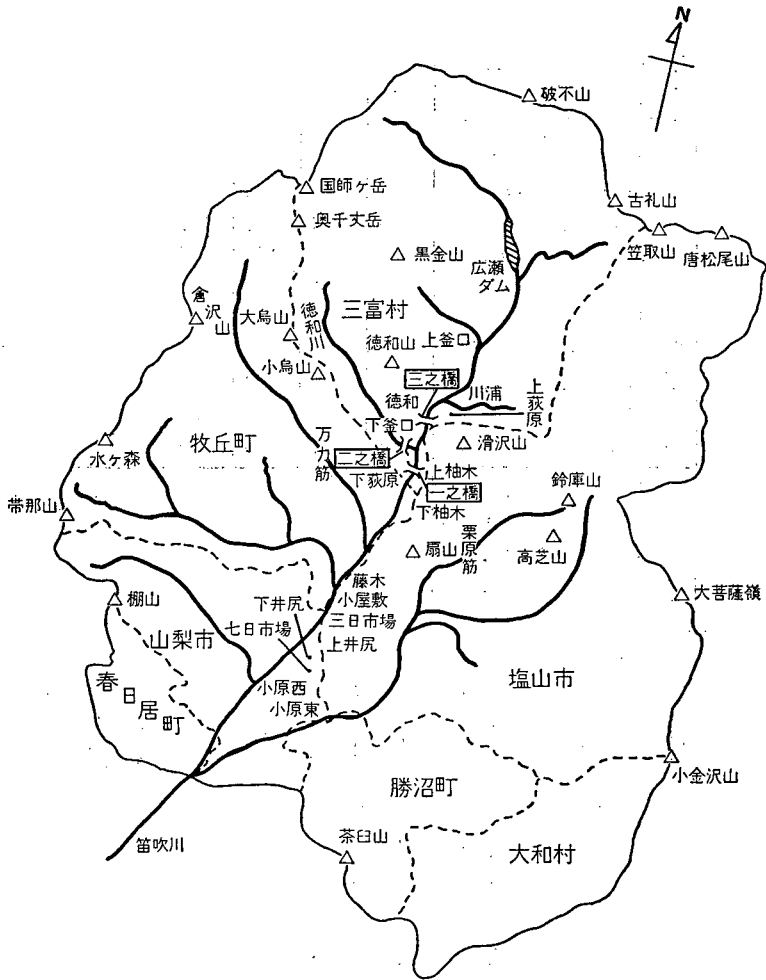
笛吹川上流地域の山論

須田 肇

はじめに

本稿が対象とする甲斐国笛吹川上流地域に属する旧村は、上釜口村・川浦村・徳和村・下釜口村・下荻原村・上柚木村・下柚木村・藤木村・小屋敷村・三日市場村・上井尻村・下井尻村・七日市場村の十三か村である。そのうち、川浦村は、川浦四組あるいは川浦四平と呼ばれる上荻原・雷いかづち・湯平ゆのたいち・天科あましなの四つに細分される。⁽¹⁾

十三か村の配置は第一図の通りである。ほぼ笛吹川沿いに点在する村々であり、それと同時に秩父往還沿いでもあ



第1図 十三か村周辺図

第1表 十三か村村高・戸数・人数・馬数等一覧（『甲斐国志』より作成）

筋名	村名	村高	戸数	人数	(男)	(女)	馬数	
万力筋	下荻原村	32.467	23	83	50	33	疋4	
"	徳和村	84.643	85	322	175	147	7	
"	下釜口村	42.106	31	128	62	66	5	
"	上釜口村	22.086	45	173	87	86	牛6	
栗原筋	上井尻村東方	426.054	61	234	116	118	5	
"	" 西方	324.743	81	319	159	160	10	
"	下井尻村	464.187	69	242	122	120	5	
"	七日市場村	448.265	80	272	135	137	3	
"	三日市場村	991.498	95	325	160	165	19	三日市組
"			68	264	130	134	9	乙河戸組
"	小屋敷村	697.709	101	360	185	175	10	
"	藤木村	702.998	133	447	223	224	13	
"	下柚木村	162.638	72	266	138	128	6	
"	上柚木村	78.507	51	198	100	98	5	
"	川浦村	123.4215	119	415	216	199	16	
	※							
	上荻原	26.3844						
	雷湯	40.8534						
	平	29.6330						
	天科	23.9010						

※宝永8年検地帳による

甲斐国に施されていた「筋」の区分について十三か村を一覧してみると、上釜口村・徳和村・下釜口村・下荻原村の四か村は万力筋に属し、川浦村・上柚木村・下柚木村・藤木村・小屋敷村・三日市場村・上井尻村・下井尻村・七日市場村の九か村は栗原筋に属している。万力筋・栗原筋の境界には笛吹川を用いている。左岸が万力筋、右岸が栗原筋となっている（第一表参照）。

これら十三か村の地域的特徴は、次の三つの点から考えることができる。

第一点は、笛吹川上流地域の十三か村は全体で、笛吹川およびその支流である徳和川にかかる三つの橋の普請役を負担していた点である。三つの橋とは第一図に示した通り、笛吹川にかかる一之橋（上柚木村と下荻原村とを結ぶ橋）、徳和川にかかる二之橋（下荻原村と下釜口村とを結ぶ橋）、笛吹川に

かかる三之橋（下釜口村と川浦村上荻原とを結ぶ橋）である。

第二点は秩父往還口留番所番役の負担ということである。この笛吹川上流地域が、秩父往還を主要な往還としていて、これにより、雁阪峠を経て甲州と武州とを結んでいたということにかかわるものである。両国の国境の川浦村天科（甲州側）と大滝村栃本（武州側）とに口留番所が設けられていた。この川浦口留番所番役を笛吹川上流地域七か村（上釜口村・川浦村・下釜口村・徳和村・下荻原村・上柚木村・下柚木村の上郷・山方村落といわれる村々）で負担していた。この口留番所の番役については七か村以外の六か村（下郷・里方村落）は負担していなかった。

第三点は山論である。これは、この地域が山村であるという特質から規定されてくるのである。近世中期に入会山をめぐり山論が生起してくる。入会地は、徳和山・滑沢山にあった。徳和山は徳和村と、滑沢山は、川浦村上荻原・上柚木村・下柚木村とそれぞれ地続きであった。この入会地をめぐって、地続き村とそこに入会利益の確保を主張する下郷・里方村落とが対立するという構図をもち山論が生起している。

以上の、①橋普請役の十三か村での負担、②上郷・山方村落七か村による秩父往還川浦口留番所番役の負担、③入会山をめぐっての山論、という三つの地域分析に必要と思われる点のうち、本ノートにおいては、特に第三点を中心にとりあげてみたい。

第一節 笛吹川上流地域の山利用

本節においては、まず当該地域の地域構造を知る手がかりとして、山利用についての史料を四点紹介してみたい。これらの史料を通じて、上郷・下郷の山利用に関しての差異が明らかにできればよいと考えている。

「まず第一の史料は、享保三年閏十月朔日の年月日を持つ、「上荻原村入会山割合之帳」^②である。この前文を次に掲げておく。

〔史料一〕

一 沼ノ窪ノ石休場迄我等兩人先祖五左衛門六升三合之御請所山右之御年貢兩人代々只今迄御上納仕、村中へ馬草・薪木自由為致候、今度村中我等方へ願被申候は、往古ノ御年貢不納ニ而御心得を以村中入合来り申候義郷中惣仲間中代々承伝申候、我等とも親々ノ度々願申候ハ御年貢少々ニも御割合致シ右之分々ニ御定納仕度由違而願ニ付願証文ニ而山割渡シ御年貢も老人ニ付老合式勺ツ、当戌ノ暮ノ御定納申候筈ニ相定申候、残而四升三合八勺兩人ニ而御上納可申候、山惣村中江割渡シ申候、以上、

この史料によれば、「沼ノ窪ノ石休場」までは、この文書の作成者である享保三年に五左衛門・喜内を名乗っていた者の「先祖五左衛門」が、六升三合の年貢で請け負った山であり、その年貢を代々上納してきて、村中に馬草・薪木を自由に取らせていた。今度、村中の者から五左衛門・喜内へ願ひ出てきたことは、往古から年貢を納めずに、五左衛門・喜内の「御心得を以」て村中で入会をしてきたことは、郷中の惣仲間が代々承伝してきことである。我々の親から度々願っていたことは、年貢を少々ずつに割合し、その割合で定納したい、ということである。このことが、「違而願」であるので、「願証文」で山を割り渡し、年貢も一人一合二勺ずつ本戌年（享保三年）の暮から定納するように定めた。残りの年貢四升三合八勺は、五左衛門・喜内の兩人で上納し、山は惣村中へ割渡すこととする。このような事情が理解できる。享保三年に至って、従来、五左衛門・喜内により納められていた年貢が、分割して上納されるようになり、「村中へ馬草・薪木自由為致」していたものが、「山割渡」されている。

村内の有力農民が年貢負担し、用益は村中全体で享受していたものが、百姓持山的なものに変化した段階と考えら

第2表 享保3年上萩原入会山割渡し一覧

名 前	字 名	年 貢 高	
小右衛門	石休場	1合2勺	※喜兵衛 太郎 寺 ※次郎兵衛 庄右衛門 ③※清右衛門 甚兵衛 ※八十郎 安右衛門 ※小右衛門 ※小兵衛 甚之丞 長左衛門 ※小右衛門 ※庄兵衛 八左衛門 吉之丞 ①※清右衛門 甚兵衛 ※八十郎 安右衛門 ※喜兵衛 太郎 寺 ※次郎兵衛 庄右衛門 (萩原幸光家文書D-1より作成) ④沼ノ窪より石休場まで ⑤ひみす山 ③長尾日向 ①ひみす口丸山 ※「親」「〇」の記載あり
甚兵衛	"	"	
三右衛門	堀ノ窪	"	
八十郎	"	"	
八左衛門	"	"	
吉之丞	"	"	
甚之丞	"	"	
④小兵衛	"	"	
庄兵衛	"	"	
太郎	"	"	
次郎兵衛	"	"	
喜兵衛	"	"	
慶雲寺	"	"	
清右衛門	込山打窪	"	
安右衛門	"	"	
庄右衛門	"	"	
喜内	上ノ窪横手上	"	
五左衛門	細直横手上	2升1合9勺	
(計)		6升3合	
五左衛門	はんのき窪畔より	7合	
喜内	枯木ノ片タ切	"	
※庄兵衛	ほくまの窪双方畔切	"	
八左衛門	枯木ノ両荒し	"	
吉之丞			
※次郎兵衛	木場ノ沢日影奥	"	
庄右衛門			
※清右衛門	木場ノ沢日影	"	
⑤甚兵衛			
※小右衛門	"	"	
※八十郎	"	"	
安右乙門			
※喜兵衛	"	"	
太郎			
寺	"	"	
※小兵衛	木場ノ沢口	"	
甚之丞			
長左衛門			
(計)		6升3合	

第3表 享保3年上荻原入会山割渡
箇所数・年貢高

名前	か所	年貢	高
小右衛門	4	1合2勺	7合
慶雲寺	"	"	
甚兵衛	"	"	
清右衛門	"	"	
太一郎	"	"	
喜兵衛	"	"	
次郎兵衛	"	"	
庄右衛門	"	"	
安右衛門	"	"	
八右衛門	"	"	
八左衛門	3	"	"
吉之丞	"	"	
庄兵衛	"	"	
甚兵衛	"	"	
小長左衛門	"	"	
喜内	2	"	"
五左衛門	"	2升1合9勺	
三右衛門	1	"	
		1合2勺	

(荻原幸光家文書D-1より作成)

る)。

年貢高は、「沼ノ窪ノ石休場まで」は五左衛門・喜内が二升一合九勺を納めるほかは各人一合二勺であり、「ひみす山」についてはそれぞれ七合である。この七合についても二〜三名で共同して納めている。「長尾日向」「ひみす口丸山」については記載がないため不明である。

二〜三名が組み合わされているものについては「親」(二名の場合)「○(丸印)」(三名の場合)の附載がある。前文の「沼ノ窪ノ石休場まで」は個々の百姓に分割されたが、他の三地区(⑧・⑨・⑩)においても、二〜三名のものが組み合わされて山を持ち年貢上納している状況がわかる。

次に第二の史料として上荻原・荻原幸光家文書の中に残っている「小物成山持分か所附帳」³⁾をあげる。この帳面に

れる。しかし、分割した年貢の残り(四升三合八勺)は依然として五左衛門・喜内により上納されていた点も見逃せない。

この前文にひきつづいて、字名ごとに人名・持場所・年貢高が記載されている。一覽にしたものが、第二表であり、一九名が記載されている。そのうち一〇名(寺一を含む)が四か所、五名が三か所、三名が三か所、一名が一か所を所持している(箇所数、年貢高について抽出したのが第三表であ

第4表 天保6年小物成山持分箇所数

名	前	A(箇所)	B(箇所)	A+B
1	五左衛門	15	6	21
2	弥左衛門	7	5	12
3	嘉吉	5	5	10
4	与兵衛	7	1	8
5	五平次	5	2	7
6	定兵衛	4	2	6
7	長右衛門	4	1	5
8	幸藏	3	2	5
9	雛太郎	2	3	5
10	寺	2	3	5
11	伊左衛門	1	2	3
12	弥吉	0	2	2
13	伝右衛門	1	0	1
14	平吉	0	1	1
15	小兵衛	0	1	1
16	氏神山	0	1	1
17	藤兵衛	0	1	1
18	源七	0	1	1
19	平治右衛門	0	1	1
20	兵右衛門	0	1	1
21	久藏	0	1	1
計		56	42	98

A (記載なし)

B 滑沢境始

(荻原幸光家文書D-35より作成)

ある小物成山の持数を表にした(第四表)。

小物成山を所持しているのは全体で二一名(寺一・氏神山一をふくむ)である。この「か所附帳」からは、その所持面積・石高・年貢高など詳細なことは一切不明であり、各人が何か所どこの字に小物成山を持っているかのみがわかるだけである。このような条件の史料であるが、読みとれることをみてみたい。

○箇所数の第一位を占めるのは、五左衛門であり二一か所である。

○九名(氏神山を含む)が一か所のみを所持するものである。

○「B滑沢境始」の方に一か所持層が多いことは、小物成山分割のより行なわれている傾向にあると考えられるが規模等については不明である。

規模等については不明である。

第三の史料は、享保四年の上荻原からの訴状⁴⁾の中に出ていた

「上荻原への出稼ぎ人」である。

第五表に一覧してある。番号は

二十番までであるが、①・⑩に

二名いるので、総計二十二名の

出稼ぎ人がいたことがわかる。

村別にみると、上柚木村

から七名、下柚木村から四名、

小屋敷村から六名、井尻村(上

第5表 上萩原への出稼ぎ人一覧

出稼ぎ人の村名	出稼ぎ人の人名	出稼ぎ開始年	滞在期間	滞 在 先	出 稼 ぎ の 目 的
① 井 尻 村	市 兵 衛 長 馬	延宝3年	33 年 程	上萩原長右衛門 " "	炭・薪・秣取り, 山かせき " "
② 上 柚 木 村	権 右 衛 門	天和元年頃	6 ~ 7 年 程	" "	" "
③ "	市郎右衛門	延宝3年頃	22 ~ 23 年 程	慶 雲 寺	" "
④ "	半 右 衛 門	延宝8年	7 ~ 8 年 程	上萩原伝左衛門	" "
⑤ "	藤 左 衛 門	元禄7年頃	4 ~ 5 年 程	" "	" "
⑥ "	助 右 衛 門	貞享元年頃	8 ~ 9 年 程	上萩原次左衛門	" "
⑦ "	自 右 衛 門	宝永2年頃	4 ~ 5 年 程	慶 雲 寺	" "
⑧ "	八 右 衛 門	享保2年頃	享保3年冬迄	上萩原喜兵衛	*
⑨ 下 柚 木 村	八 左 衛 門	元禄15年頃	3 ~ 4 年 程	慶 雲 寺	炭・薪・秣取り, 山かせき**
⑩ "	仁 兵 衛	宝永4年頃	" "	" "	" "
⑪ "	新 助	宝永7年	3 ~ 4 年 程	" "	" "
⑫ "	元 助	正徳2年頃	4 ~ 5 年 程	" "	" "
⑬ 藤 木 村	平 谷 衛 門	宝永7年	1 年 程	上萩原次左衛門 慶 雲 寺	炭 焼 き
⑭ 小 屋 敷 村	七 兵 衛	元禄10年頃	12 ~ 13 年 程	上萩原五左衛門	炭・薪・秣取り, 山かせき
⑮ "	市 右 衛 門	元禄15年頃	4 ~ 5 年 程	" "	" "
⑯ "	"	"	4 ~ 5 年 程	" 次左衛門	" "
⑰ "	喜 兵 衛	享保2年	只 今 迄	" 喜 内	" "
⑱ 七 日 市 場 村	庄 兵 衛	正徳3年頃	1 ~ 2 年 程	" 五左衛門	" "
⑲ 三 日 市 場 村	安 兵 衛	正徳4年	" "	" "	" "
⑳ 小 屋 敷 村	長 左 衛 門	元禄13年	4 ~ 5 年 程	" "	" "
㉑ "	安 兵 衛	" "	" "	" "	" "
㉒ "	強 右 衛 門	宝永4年頃	2 年 程	" 次左衛門	" "

*「野火之儀委細奉存候」とある

**「材木屋上釜口村山仕候=付積草等列出しかせき仕」とある 空欄は記載事項なし (萩原幸光家文書 g-8より作成)

井尻村(か下井尻村かは不明)から二名、藤木村・七日市場村・三日市場村からそれぞれ一名が出稼ぎに出ている。

出稼ぎの開始は延宝期からである。上柚木村からの出稼ぎが、早い時期に始まり、宝永・正徳に至り、下郷村々(小屋敷村・藤木村・七日市場村・三日市場村)からの出稼ぎが行なわれるようになってきている。

次に、滞在場所をみると、上荻原五左衛門・喜内・次左衛門・長右衛門・伝左衛門・喜兵衛・慶雲寺とある。上柚木村・下柚木村(上郷)からの出稼ぎ人の受け入れ先は、慶雲寺が多い。五左衛門は下郷からの出稼ぎ人は受け入れているが上郷からのものは受け入れていない。五左衛門・喜内は、上荻原内にあつては、名主・組頭を勤めている人物である。このような村役人層・寺院が出稼ぎ人を受け入れていたとも考えられるが、村役人層を形成する上層農が出稼ぎ人と関係を有し山へ入会うことを許していたとも考えられる。⑬藤木村の平右衛門は一年は次左衛門に滞在しその後一年は、慶雲寺に移っている。同様に⑭市右衛門は、四・五年ずつ五左衛門家・次左衛門家と滞在場所を変えている。総じて滞在期間は一年・五年程度のものが多い。その中で、①井尻村市兵衛・長馬と③上柚木村市郎右衛門は、三十三年程、二十二年・二十三年程と長期である。いずれも延宝三年から出稼ぎが開始されている点が共通している。

出稼ぎの目的をみると、「炭・薪・秣取り・山かせぎ」がほとんどを占めているが、⑨下柚木村八左衛門の場合、上釜口村の山から材木屋として積草などを刈り出していたことが注記されている。

以上の三点が上荻原の山利用に関する史料である。次に下郷の史料を一点のみではあるが挙げると、享保九年の下井尻村における階層別持馬数、滑沢・徳和入会軒数がわかる。藤村潤一郎氏「近世中期における地主経営の実態——甲州下井尻村依田家の場合」⁵⁾より転載した第六表がそれである。

この表をみると、二〇石以上の持高があるものはすべて、五石・二〇石までのものも一八軒中一六軒とほとんどの

第6表 享保9年下井尻村馬入会持高別表

持高	人別	馬数	滑沢・徳和 会・軒 入
0～1石	27人	1疋	19軒
1～5	42	2	35
5～10	14	3	13
10～20	4	4	3
20～30	1	1	1
30～40	0	0	0
40～50	1	1	1
50～	1	1	1
計	90	13	73

(藤村潤一郎「近世中期における地主経営の実態」
「史学雑誌」68-4より転載)

ものが、滑沢・徳和に入会をしている。
また、○石～五石の小持高の家でも、それぞれ二七軒中一九軒、五二軒中三五軒とかなりの割合で入会がなされている。

享保九年段階においては、村中入会という形が定着していたものと考えられる。上荻原の場合のように有力農民の山所有、小前百姓への山割渡しなどは行なわれていないようである。

以上、四つの史料より考えてみると、上荻原においては、享保三年入会山の割渡しが行なわれた。このことから一面では百姓持山の成立を考えることができるが、依然として「五左衛門・喜内」という従来からの年貢負担者に依るところも大きかった。

時期が下って、天保期に入っても、小物成山所持は、村内において五左衛門が第一位を占めている。

なお、五左衛門家は、宝永八年の検地帳を集計してみると、九反七畝一八歩の土地を所持し、村内第二位の位置にある。その内容をみると、村内の上畑の約三分の一を所有している。

また、系譜的には、武田家臣団の小人頭を勤めた荻原五左衛門とながることも考えられるが、史料的确証は得られていない。

次に、上荻原への出稼ぎ状況であるが、下郷あるいは上下柚木村から、寺ないし、上層農のところに、一～五年程度で、炭・薪・秣取り、山かせきに出ているのが全体から読みとれる。

上萩原においては、「五左衛門・喜内」が依然として山所持に大きな力を占めていた同時期(享保三年・九年)、下郷下井尻村においては、村内のもの約80%に滑沢・徳和山への入会が許されていた。この対比は、上郷・下郷の山利用に関する状況を、ひいてはその背景にある村落のあり方の差異を物語っているものと思われる。

第二節 笛吹川上流地域の山論経緯

本節においては、笛吹川上流地域に生じた山論のうち

一 寛文 下萩原村と下郷六か村との山論

二 延享・宝暦 徳和村と下郷六か村との山論

三 享保 上萩原と下郷六か村・上下柚木村との山論

の三つの山論を史料を挙げながらみていきたい。

具体的な山論経緯ならびに史料の記述にはいる前に、

笛吹川上流地域の入会山である滑沢山・徳和山について『甲斐国志』に出ている記事をまず引用し入会山の概略をみておく。

(史料二)

一 滑沢山 上下柚ノ木村ノ東ニ在リ、迫沢・滝沢・塩原沢等皆山間小溪ノ名ヲ以テ山ノ称呼トス 此類諸山ニ多シ、上下柚ノ木・藤木・小屋敷・三日市場・七日市場・上下井尻八村ニテ山租米三石余上納ス

(史料三)

三徳和山 笛吹川ヲ距ル事壹里許リ西ノ方山中ニ村居アリ徳和ト云フ其北ニ聳エタル山ヲ云フ奈宜山・雞冠山・棚窪トテ巢鷹山三所アリ、其ノ北面ハ上釜口ノ山ニ続ク又芦毛馬山・涼山ト称スルアリ○乾徳山 村ノ北ニ在リ芦毛馬山ノ続ナリ古跡部ニ記、○入会山 栗原筋六村^{藤木・小屋敷・三日市}場・七日市場・上下井尻ノ草場ナリ亦徳和山ト称ス村南下荻原村山物成山ノ西ニ在リ大窪山ニ接ス山租米若干ヲ貢ス⁽⁷⁾

このように『甲斐国志』にはある。滑沢山は、下郷六か村と上下柚木村によって山年貢三石余を上納し、徳和山は下郷六か村によって若干の山年貢を納めてそれぞれ入会山となっている。『甲斐国志』には、滑沢山の地続きである上荻原と徳和山の地続きである徳和村の入会状況についてはふれられていない。

一 下荻原村と下郷六か村との山論

本項においては、寛文三年の山論についてみてゆくが、史料の残存状況からその全貌を知ることとはできない。

寛文期には一般的に山論が多発すると説かれているが、当該地域にも生起してきている。⁽⁸⁾〔史料四〕をみると慶安三年にも訴訟はあったようであるが、文書として残存している最初が寛文三年のものである。

寛文三年十一月、下荻原村と下郷六か村との間で、次のような起請文がとりかわされている。

〔史料四〕

起請文案文

一甲州山梨郡之内万力筋徳輪口山、前々より藤木村・小屋敷村・三日市場村・上井尻村・下井尻村・七日市場村前々より入込ニ木草取来候所、拾四年以前之寅之年右之山切畑・焼畑ニ仕候ニ付而徳輪村・下荻原村断仕候得は、徳輪村之衆内証にて合点不仕候ニ付テ 御公儀様江御訴訟申上候得は、前々之通り六ヶ村山ニ被仰付候、下荻原村之衆ハ内証ニ而合点仕、山まで双方立合荒可申定仕、其以後九年以前未年右之山へ徳輪村之衆又いれ不申候ニ

付而御公儀様江御訴訟申上候得は、前々之通り被仰付候、其時も下荻原之衆少もかまい不申候而、只今あなくばよりなめりまで下荻原山ニ御座候と偽申候、

一右之趣六ヶ村申上候得共、下荻原山ニ御座候ニ付テ、前々より只今迄六ヶ村之者壹正壹人いれ不申木草取らせ不申候、此旨偽ニ無御座候、少も偽り御座候ハ、我身之儀は不及申ニ、ふるいけんぞく・おうるい等ニ至迄、前七代後七代此世にてハこくびやうのやまいをうけ、悪事・さいなんうけ、来世にてハならくにしづミ大くもんのこをりてとちうも不申候、

下荻原村

常 蔵

半左衛門

彦 吉

長 兵 衛

二郎右衛門

五右衛門

久右衛門

茂 伝 次

所左衛門

太郎右衛門

甚 兵 衛

一此案書双方合点仕候而起証文ニ書御かれ御神慮仕候上は、以来六ヶ敷義申間敷候、為後日如此ニ御座候、以上、

寛文三年癸卯霜月廿四日

下萩原村惣百姓中

弥兵衛

下萩原村

名主

久右衛門印

惣百姓中印

藤木村

名主

戸右衛門印

小屋敷村

名主

庄兵衛印

同

三郎兵衛印

三日市場村

名主

吉右衛門印

同

伝兵衛印

上井尻村

名主

与左衛門印

同

半兵衛印

下井尻村

名主

九兵衛印

七日市場村

名主

庄左衛門印

(9)

上之坊様

小右衛門様

これによると、六か村の主張は、

①徳輪口山は、六か村が「前々より入込ニ木草取来候」場所であった。

②ところが、下荻原村が「只今、あなくぼよりなめりまで下荻原山ニ御座候」と偽りを申し立てている。

この二点である。

他方、下荻原村の申し分は、

当該場所は、「下荻原山ニ御座候ニ付テ、前々より只今迄六ヶ村之者壹疋壹人いれ不申、木草取らせ不申」

という一点である。

山論の結末は、「双方が合点仕」神慮にまかせて七か村名主の連判起請文としている。

近在のものが仲介に入り内済という形もとっていない。上級権力に判断を委ねるといふ形もとっていない。内済・

裁許という形をとって争論が決着してゆくのではなく、双方の合点により神仏に誓い、連判起請文を認め、鐘をつく

という形で決着をみているようである。起請文の宛先の「上之坊・小右衛門」について何ら詳細なことはわからない

が、次に紹介するように、「鐘つかせ方指示」を出しているの、おそらくは寺院とかかわりのあるものであろう。

この起請文に先立ち、下萩原村の者に対して、鐘のつかせ方の指示が出ている。それが次に挙げる〔史料五〕である。

〔史料五〕

一 栗原筋藤木・小屋敷・三日市場・七日市場・上井尻・下井尻此六ヶ村と万力筋下萩原村山論ニ付、下萩原之者共其所之鐘つき候間、前々之通り文言ヲ以鐘つかせ可申候、以上、

寛文三卯年十一月廿一日 平岡々右衛門

□□□

上之坊
小右衛門⁽¹⁰⁾

山論に際して下萩原の者に鐘をつかせるように平岡々右衛門から上之坊・小右衛門宛に出されている文書である。何を目的にしているものか不明であるが、「前々之通り文言ヲ以」とあることから、以前からも、山論などの折に鐘をつくという行為があったと推測できる。どのような文言を唱えていたかは具体的には不明である。

以上の通り本項では、寛文期の山論起請文を中心にみたが、一般の近世的山論からすればやや古い形を保ったものである。⁽¹¹⁾

二 徳和村と下郷六か村との山論

本項においては、延享四年から宝暦五年にかけて行なわれた徳和村と下郷六か村との山論経緯を追ってみたい。

この山論では、徳和村は内済を拒み、箱訴にもおよぶという強固な態度をとる。しかし結末は「双方可為入会山」というのはなほだあいまいなものであった。以下、具体的に経過を追うこととしたい。

延享四年八月四日に徳和村より出された訴状によると次のように、この山論の経緯が述べられている。
〔史料六〕

乍恐以書付御訴訟申上候

甲州山梨郡万力筋徳和村惣百姓御願申上候

山論出入

御代官斎藤新八郎様御支配
惣代長百姓

訴訟人 市之丞

同 伊兵衛

同 百姓代 伊左衛門

同国同郡栗原筋藤木村

御代官斎藤新八郎様御支配

相手 惣百姓

同所小屋敷村

御代官辻六郎左衛門様御支配

同 惣百姓

同所三日市場村

同 惣百姓

同所上井尻村

同 惣百姓

同所下井尻村

同 惣百姓

同所七日市場村

同 惣百姓

一甲州山梨郡万力筋徳和村惣百姓申上候、当村之儀は山方ニ而畑不足ニ付、焼畑切替畑仕、山持ニ而御年貢上納仕渡世送り罷有候、徳和山之儀は、三方峯を限南は境沢水落徳和山に紛無御座候、因是御代々小物成御年貢差上申候御事、

(中略)

右之条々少も偽不申候、当四月廿二日俄ニ石和御役所江双方被召出、御立会ニ而被仰渡候趣ハ、鳴沢村八左衛門・杣口村藤兵衛・岩崎村次郎左衛門・八日市場村又助右四人之者に申付候間、取扱ニ而相濟シ可申旨被仰付候、因是四人之者取扱之趣は、六ヶ村ノ金子差出シ徳和村江相渡シ山は六ヶ村持切仕候様ニ異見被申候得共、右之山ニ而往古ノ焼畑切替仕身命を送り来り候場所故得心不仕候、然所ニ当五月十日石和御役所江被召出、右之場所六ヶ村山に被仰付、徳和村之者共右之場所に入申間舗旨被仰付難義至極仕候、徳和村之儀は小高ニ而右之場所ニ離レ候而は大勢之者渴命相統難成迷惑仕候間、無是悲御訴訟罷出候、右六ヶ村之者共被召出御吟味之上、なめ沢山・徳和山江御見分被下置、先規之通以御慈悲被為 仰付被下候は難有奉存候、以上、

甲州山梨郡万力筋徳和村

惣代長百姓

延享四年卯八月

訴訟人 市之丞 印

同 伊 兵 衛^⑩
百姓代

同 伊 左 衛 門^⑪

これによると、双方が四月二二日に石和役所に召し出され、鳴沢村八左衛門ら四名に内済扱人が申し付けられ、「取扱ニ而相済」すように仰せつけられた。この四名の提案は「六ヶ村金子差出シ徳和村江相渡シ、山は六ヶ村持切仕候様」というものであった。この内済条件に対して、徳和村は「往古焼畑切替仕命を送り来り候場所故」六ヶ村持切とすることには納得しなかった。しかるところに、五月十日、石和役所に召し出され、「右之場所六か村山」に仰せ付けられ、「徳和村之者共右之場所に入申間鋪旨」仰せ付けられている。徳和村にとり、「六か村持山」の公認と入山禁止という厳しい処置が出されている。

その後については、次のような文書が残っている。

〔史料七〕

乍恐書付を以奉願上候

一去卯年段々御願上申候私共村方と六か村出入之儀村中惣百姓御吟味奉願上候へ共御普請御用・朝鮮人御用ニ付御吟味御延引成被下候処、何卒此度御吟味被遊被下置候様ニ惣百姓奉願上候、以上、

寛延元年辰七月

山梨郡徳和村⁽¹³⁾

これによると、延享四年(卯年)からの山論は、「御普請御用・朝鮮人御用」により延引されていたが、この時点で吟味を再開することが願い出されていることがわかる。この結果吟味が再開されたかどうかは直接明らかにする文書は残っていないので不明であるが、次のような事態の進展を知ることができる。

〔史料八〕

乍恐以追訴奉願上候御事

(中略)

一德和村惣百姓御訴訟申上候、私共村之儀ハ山持を以御年貢御上納仕、焼畑切畑等作付渡世致来り申候、然所ニ六年以前右六ヶ村者共此方之持山と申懸ケ理不尽ニ入込、私共村方惣百姓難儀仕候ニ付、度々御願申上候得共、江戸表江罷越両御奉行様江訴状指上ケ候、然所ニ川田村御役所々此山論之義ハ、此方之吟味未相濟不申候間願人共此方へ御返シ可被下候由申来り候間、先国元へ罷歸り支配之吟味請候様ニ被仰付訴状御返シ被下候、依之無是非罷歸り申候、夫々早速御支配川田御役所訴状指上申候、其以後度々御吟味之願仕候得共、以今御吟味不被下、惣百姓共難儀至極迷惑仕候ニ付、無是非去十月本書指添御箱訴仕候、御尋之御沙太も無御座候ニ付、又候御願申上候、永々之義故惣百姓及難儀ニ至極迷惑仕候ニ付、乍恐此度も御訴指上申候、本書之義ハ去年指上ケ置申候間、此度ハ本書指上ケ不申候、此山之義ハ往古々德和村持山ニ紛無御座候間、古来之通り私共持山ニ被仰付被下置候ハ、惣百姓相助難有奉存候、已上、

宝曆二年申十月

山梨郡德和村

名主

柳右衛門

長百姓

市之丞

伊兵衛

市郎兵衛

市右衛門

御奉行様

これをみると、川田役所で停滞していた山論について、宝暦元年十月、箱訴を企てているが、事態は進展しなかった。そこで、宝暦二年十月に再び訴願している。徳和村は箱訴にまで及んでいるが、吟味は滞っていたようである。そして、約二年半後の宝暦五年四月十八日付で、徳和村と下郷六か村との山論裁許請書が出されている。

〔史料九〕

差上申一札之事

吉之丞

八之丞

彦市

伝兵衛

七右衛門

十兵衛

五郎兵衛

権右衛門

源右衛門

百姓代
利左衛門

安右衛門

忠右衛門

甲州山梨郡徳和村訴上候は、徳和山之儀三方は峯を限、南は境沢水落迄相分り小物成御年貢差上来候処、字蟹沢・西窪・門地・境沢・弥そう沢ハ上井尻・下井尻・藤木・小屋敷・七日市場・三日市場六ヶ村持山ニ而、滑沢山御年貢と一所ニ納候由ニ候得共、六ヶ村入会滑沢山ハ栗原筋ニ而笛吹川を隔、徳和山ハ万力筋ニ候得は六ヶ村持山と申立候段相違仕候、享保十七子年奥谷半四郎様・吉岡権右衛門様見取御改之節蟹沢・西窪ニ而式畝拾六歩帳面ニ記差上、且寛文三卯年六ヶ村より下荻原村山江入会候由之儀及出入 桜田様御領知之節、同国御嶽山之神文被仰付候節下荻原村并六ヶ村ハ境沢ハ徳和山之方江構無之旨神文いたし、御嶽山江納置候得は徳和山は徳和村持ニ紛無之、去ル丑年下荻原村と徳和村山論之節も六ヶ村ハ一切相構不申候処、去ル卯年齋藤新八郎様・辻六郎左衛門様御吟味之上六ヶ村持ニ相成候故、地所ニ離及難儀候間、去ル未年御箱訴仕候処、其後御尋も無之候故、去ル申年又々御箱訴仕候旨申上之候、

一同国同郡上井尻外五ヶ村答上候は、往古より滑沢山・徳和山所持仕、薪秣取来候、然処山境南ハ境沢水落ハ徳和山ニ而御年貢納来り候由徳和村申上候得共、右境沢ハ字なめり穴窪と唱六ヶ村持山ニ無紛御年貢も上納いたし、尤滑沢山之儀徳和村持山ニ競候得は小山ニ而六ヶ村并提札入会之式ケ村薪秣不足仕候、右山内五ヶ所之字を申立候得共六ヶ村ニ而は字なめり穴窪浦なしとち窪境沢と唱来栗原筋滑沢山万力筋徳和口山筋と分、又ハ川を隔候得は、六ヶ村持山と申立御年貢相納候段疑敷旨申上候得共往古ハ両山之御年貢納候儀無相違、殊ニ滑沢山馬道は川東ニ有之候処、笛吹川壱之橋御懸替之節六ヶ村も組合御用相勤候上は川西之徳和口山所持仕候証拠と存候、去ル子年見取御改之節蟹沢・西窪ニ而式畝拾六歩之所帳面ニ記差上候由申上候得共徳和口山内字并見取畑無之、去ル卯年立会絵図面ニ見取畑無之処印形仕置、今更見取畑有之旨申上候段難心得、次ニ下荻原村と六ヶ村山論之節御嶽山神文ニも徳和村ハ不差加、下荻原村ハ徳和山之方江構無之と認有之儀を申上候得共、徳

和山と申ハ惣名ニ而古来々兩度之山論徳和村非分ニ相成候ハ神文之趣ニ相見、去ル五年下荻原村と徳和村出入之節六ヶ村相構不申由申上候得共、其節六ヶ村も罷出御吟味請候儀ニ而慶安三寅年々此度迄徳和村と及出入候儀及四度候得共、六ヶ村持山ニ被仰付候処又々御箱訴仕候段迷惑之旨申上候、

右出入御吟味之上稲垣藤左衛門様・江川太郎左衛門様両御手代中被差遣、地所御改猶又御吟味被為遂候処、徳和村之儀小物成御年貢相納候を証拠ニ申上候得共論外ニも小物成可相納持山有之、半四郎様・権右衛門様見取御改之節、論山内字蟹沢・西窪ニ而見取御改請置候と申儀水帳御割付ニも相載不申、滑沢山は栗原筋徳和山ハ万力筋ニ而笛吹川を隔候由井徳和山之方江下荻原之者構無之段神文ニ認有之旨申上候得とも、上井尻外五ヶ村之内上井尻・下井尻・三日市場三ヶ村割付ニ滑沢徳和山年貢と相載、徳和山ハ惣名ニ無紛候得は徳和村持山と申儀難相立論山通路之儀并焼畑鹿追小屋跡等之儀申上候得共、先年焼畑切畑いたし及出入候趣も有之、其上無証拠ニ而御取用難相成、享保九辰年之村差出帳ニは六ヶ村と入会之草刈場と認置今般認違と申上候儀不用立、徳和村持山ニ候ハ、西北之境は徳和一村持之山ニ候得は山境可有之様無御座、旁御信用難成候、次上井尻外五ヶ村之儀笛吹川一之橋組合之儀奥滑沢山江之通路も有之、其外御嶽山神文ニ徳和村連印無之儀を証拠ニ申上候得共印形無之を証拠と申候儀無謂、先年伊丹大隅守様役人中之書状右神文ニ符合いたし候と申儀も右書状ニ出入方之訳無之、新八郎様・六郎左衛門様御裁断之趣申上候得共、右御裁断を徳和村得心不致より御箱訴仕候得は可申立筋無之、上井尻外式ヶ村割付ニ滑沢徳和山年貢と相載候は持山ニ不限入会山ニ而も割付ニ可相載筋ニ而持山之証拠ニは難成、次に小原村西分東分江六ヶ村々提札相渡為入会候儀徳和村ニ而ハ不存儀ニ候得ハ相對之儀と思召候、依之被御渡候は論山南境ハ下荻原山と沢水を境、西北は徳和村々杣口村江之馬道を隔、北東ハ坂上々峯通江引続沢水江落合、東は徳和村々流出候川筋を用ひ何れも中央境之双方可為入会山小原村東西分江は是迄之通六ヶ村提札を以為入会

可申候、尤徳和村切替畑七反九畝九歩之内論内式畝拾六歩ハ播散ニいたし論外七反六畝拾九歩并新切畑焼畑は追而御代官様御吟味之上御年貢可相納旨被仰渡、次ニ徳和村之儀御代官様御裁断難心得義有之候ハ、御奉行所江可奉願処、無其儀証文ニ印形迄差上置なから御箱訴仕候段差越候儀不埒ニ付急度御叱被置、以来双方和融いたし、重而及出入間敷旨是又被仰渡逐一承知奉畏候、若相背候ハ、御科可被仰付候、仍為後証連判一札差上申所如件、

齋藤新八郎御代官所

甲州山梨郡徳和村

宝曆五亥年四月十八日

名主 伊兵衛

長百姓 訴訟方 五郎兵衛

同 彦市

同 源右衛門

百姓代 庄左衛門

同人御代官所

同国同郡藤木村

名主 儀右衛門

長百姓 兵左衛門

百姓代 源兵衛

小屋敷村

名主 留兵衛

七日市場村
名主 喜右衛門

上井尻村
名主 彦兵衛
長百姓 五兵衛
百姓代 利左衛門

下井尻村
名主 伊兵衛
長百姓 五郎兵衛
百姓代 忠右衛門

三日市場村
名主 勘兵衛
長百姓 七郎兵衛
同 善兵衛
百姓代 五左衛門

長百姓 友右衛門
百姓代 十右衛門

御奉行所様

この裁許請書により、双方の主張を整理してみたい。

まず、徳和村の主張であるが、

徳和山は、東西北三方を峯で区切られ、南は境沢から水落までで、徳和村が小物成年貢を上納してきたところ、「字蟹沢・西窪・門地・境沢・弥そう沢」は、「六ヶ村持山」で滑沢山の年貢と一緒に納めているということであるけれども「六ヶ村入会」の滑沢山は栗原筋で、笛吹川を隔てて、徳和山は万力筋であるので、「六ヶ村持山」であるということは誤っている。

というのが、徳和村の主張である。

他方、六ヶ村が主張していることは、

① 「往古より滑沢山・徳和山所持仕、薪・秣取来候」

② 境沢は「六ヶ村持山」に紛れなく、年貢も上納している。

というものである。

このように、双方の主張をみてくると、「六ヶ村持山」であるか否かをめぐって対立していることがわかる。「持山」であることは、その山からの用益を全面的に享受し、他からの入会を排することができることを保障されたことにはかならない。

長百姓
権兵衛
百姓代
紋左衛門
(15)

吟味があり、その上で、稲垣藤左衛門・江川太郎左衛門両名の手代が派遣され、地所を改め、さらに再び吟味が行なわれた。そして、仰せ渡されたことは、「双方可為入会山」というものであった。

三 上荻原と下郷六か村・上下柚木村との山論

本項では、享保三年三月の野火を契機として生起し享保六年に終結する川浦村のうち上荻原と、下郷六か村・上下柚木村の山論を、史料を挙げてその経緯を追ってみたい。この山論の論点は、滑沢山の「山元」をどこと定めるにかかっていた。

まず上荻原と下郷六か村・上下柚木村との山論は、享保三年三月一八日付で、一七日の野火を上荻原から注進することから始まる。その注進書が次に挙げる〔史料一〇〕である。

〔史料一〇〕

指上ケ申御注進書之事

一 栗原筋川浦之内上荻原村分滑沢山古来御巢鷹山之場所ニ御座候ニ付、度々書上仕候場所昨十七日朝五ツ時より焼申候ニ付、上荻原・雷名主・長百姓惣人足共ニ早ク馳付消申候得共、殊ニ大風仕御巢鷹場所近焼ケ詰、漸々朝之四ツ過ニふみ消シ申候、焼候場所横廿里長巻里程ニも相見江申候、入会申候村々は柚木上下・藤木・小屋敷・三日市場・井尻上下・七日市場右六ヶ村入会申候得は、人馬入込たはこ之火ニ而も取落シ申候哉、態々は附ケ申間敷と奉存候得共、山本之儀ニ御座候ニ付、其場所へ入込申候者とも銘々相改申候、山内炭焼申儀御注進申上候、以上、

川浦之内上荻原村

名主

庄兵衛

享保三戌年三月十八日

御代官様

これによれば、「柚木上下・藤木・小屋敷・三日市場・井尻上下・七日市場」が入会であり、上萩原は「山本」であり、山本であることから、野火のときの消火および注進をしているというものである。

野火は翌一八日も発生したらしく、それは一九日に注進されている。

〔史料一〕

一昨十八日御注進申上候通り、十七日朝之四ツ時火消シ申候処、又候昨十八日七ツ時大分焼出申候ニ付、上萩原・雷より火消シ人足火附火立すめ人足罷帰り申候事ニ棚下と申場所もへ出申候、馳帰り見申候処、あやしきものとも見出し申候由上萩原百姓又右衛門・甚兵衛と申者只今飛帰参候故御注進申上候、以上、

享保三戌年三月十九日

御代官様

このように、上萩原から野火を注進されたことよって、下郷六か村は自からの入会と、上下柚木村・上萩原の地続き村が入会を行なうのとは違うことを次のように訴えることとなる。

〔史料一〕

長百姓

同 五左衛門

(16)内

上萩原村

名主

庄

長百姓

同 五左衛門

喜

(17)内

兵衛

衛

地

乍恐口上書を以御訴訟

一滑沢之内去十七日・同十八日野火之儀ニ付、入相六ヶ村御見分御詮議之趣奉承知申訳ニ当惑仕候御事ニ御座候、滑沢山之儀は、下柚木村境を初メ、上柚木・上荻原村村境まで大概弑里、奥滑沢入口ノ十とくも久保峠荻原山境まで東江入込、弑里も可有之奉存候所ニ、老番くぼ之内老里余も焼申候由右入相之村々迷惑ニ奉存候御事、

(中略)

一滑沢山・徳和口山ニヶ所ニ而拾五俵弑斗三升御年貢は、藤木村・小屋敷村・三日市場村・上下井尻村・七日市場村ニ而御上納申、下柚木村・上柚木村之儀は無年貢ニ罷在候、此儀は村々村境之儀ニ御座候間、不依何事ニ山ニ相替越御座候て里六ヶ村江も申通入相申筋ニ奉存候、此儀ニ而上荻原村ノ御注進被申上候と奉存罷在候、扱又右三ヶ村之儀不依何事古証拠・諸相談ニも指加江不申候、

右之通六ヶ村之儀滑沢ニはなれ申候而ハ退転ニ罷成申儀ニ御座候間、御慈悲ニ前々之通六ヶ村并柚木上下・上荻原共ニ木草取申候様ニ御慈悲奉願候、以上、

享保三年戌四月四日

藤木村 名主印

小屋敷村 名主印

三日市場村 名主印

上井尻村 名主印

下井尻村 名主印

七日市場村 名主印

御代官様

塚原重次郎様 小やしき
藤 木

竹尾吉左衛門様 三日市場
七日市場

渡辺武兵衛様 井尻上下
(18)

この訴状では、もっぱら入会地である滑沢山が六か村からは離れているために野火などに不手際がおきてきたのだとしている。上柚木村・下柚木村・上荻原については滑沢山入会地と「村境」を接する地続きの村であるから入会を許しているのだとしながらも、「古証拠」はなく「諸相談」には加わってはいないとしている。いわば、六か村が、上下柚木村・上荻原に対して滑沢山地続きということからその在地管理者的立場を許しているにすぎないのであると主張している。

そのような状況を主張しながらも、「前々之通六ヶ村井柚木上下・上荻原共ニ木草取」ることを願っている。

山論が本格的な訴答の様相を深めてくるのは、享保四年のことである。享保四年四月四日には、上荻原村内で上下柚木との公事に関して連判証文がかわされている。

〔史料一三〕

村中定書之事

一今度滑沢山之儀柚木上下御公事と申立候ニ付、村中相仕候を以御公事ニ仕候上ハ自然如何様之大事ニ罷成候とも
五ニ少シも相違之義申間敷候、弥々善悪之ひなん等相済候内五ニ仕間敷候、為其連判仍而如件、

上荻原村

名主
喜

内印

享保四年亥四月四日

この山論は、上荻原村においては、上下柚木村との公事と認識されている。この時点において、六か村との公事であるとは考えられていなかったと推測できる。また、具体的に山論費用等について割り当てを決めたり、村中合意の利益に違背した場合の対処を決めたりしてはいない。

享保四年四月、上荻原より口上書が出されている。

(史料一四)

乍恐口上書を以申上候御事

一滑沢山之儀柚木上下山本ニ而上荻原村ハ山元ニ而も入相ニ而も無御座と申上候ニ付御尋ニ御座候、

一なめ沢山之内口滑沢と申は柚木上下小物成小林より相続キ戴キ山ニ而上下山本ニ而御座候、

一奥滑沢之儀は、上荻原村山本ニ而右之両山藤木・小屋敷・三日市場・上井尻・下井尻・七日市場右六ヶ村ニ而拾

五俵式斗三升之山御年貢御上納仕入相来り申候、柚木上下戴き分之山元仕候ニ付、おくなめ沢へ何となく入相来り申候、然共入会六ヶ村ニも指構不申候得は、我等とも儀も其通りニ而罷在候処ニ今度格別之儀申上候御事、

(中略)

右之条々今度御尋ニ付書上ケ仕候、以上、

栗原筋川浦之内

長百姓
同 五左衛門印
庄 兵衛印
平百姓
次郎兵衛印
(以下平百姓13名連印省略)

享保四亥年四月

上萩原村

名主 喜内

五左衛門

庄兵衛

御代官様

この史料によれば、上萩原は、滑沢山を「口滑沢」と「奥滑沢」とに分けて考え、「口滑沢」については、上下柚木村が地続きであることにより「山本」であることを認めている。他方、「奥滑沢」については、上萩原が「山本」であり、「口滑沢」「奥滑沢」両方に下郷六か村は入会であるとしている。上下柚木村については、「戴き分」の山本（口滑沢山本の意味か）であるので、「何となく」奥滑沢への入会をしていて、それを六か村とも「指構不申」としている。この後上萩原からは、享保四年一二月付で訴状が出ているが、その主張の基本は〔史料一四〕と変わっていないので略す。

享保四年末の段階において、下郷六か村、上下柚木村・上萩原の訴状が出揃う。史料を列挙してゆく。

まず、上下井尻村からの訴状を掲げる。

〔史料一五〕

乍恐口上書を以御訴訟

訴訟人 栗原筋

上井尻村
下井尻村

相手 同筋 上萩原村

一言上之意趣は滑沢山・徳和口山上井尻村・下井尻村・七日市場村・三日市場村・小屋敷村・藤木村此六ヶ村山元
二而、小原村へ山札貳拾九枚、八日市場村へ三拾五枚、東方下ノ切へ拾枚合七拾四枚、右山元六ヶ村より相渡シ、
提札ニ而入来り并上下柚木村無年貢無札ニ而入相来り申候、山御年貢米拾五俵貳斗三升山元六ヶ村ニ而御上納仕
候、割合員数古来々定り御座候御事、

(中略)

一滑沢山元之儀六ヶ村に紛無御座候所ニ六ヶ村之内三日市場・小屋敷・藤木三ヶ村山元と偽り申上ケ候、六ヶ村山
元之証扱右申上ケ候通り御檢使様へ六ヶ村連判ニ而指上ケ申候口上書・両度之明細帳・数通之山諸証文等ニ六ヶ
村山元之証扱御座候、殊ニ先規々上下井尻村ニ而証文箱之封印致シ、錠鍵ハ藤木村、証文箱は三日市場村へ預ケ
置申候、封印仕候証扱ニは証文御箱之内諸色明細ニ横帳ニ記シ六ヶ村連判にて下井尻村ニ取置申候御事、

右之通り入相之村滑沢山にてこやし・薪取来り申候所ニ、上荻原新法入込、山大分ニ伐荒シ申候得は、入相村々大
小百姓退転罷成申候、御慈悲ニ上荻原被召出、向後滑沢山へ入込不申候様ニ被仰付奉願上ケ候、以上、

栗原筋

享保四亥年十一月

上井尻村

御奉行様

下井尻村

次に、七日市場村からの訴状である。

〔史料一六〕

乍恐口上書を以御訴訟

訴訟之者 栗原筋 七日市場村

名主 長百姓

相手 同筋 上荻原村

名主 長百姓

一言上之意趣は栗原筋滑沢山井万力筋徳和口山口留所先年明細帳ニ書上ケ仕候通り七日市場村・上井尻村・下井尻村・三日市場村・小屋敷村・藤木村六ヶ村ニ而山年貢米拾五俵式斗三升割合上納仕、右山往古々支配仕来り申候、其外入相上柚木・下柚木之式ケ村井提札ニ而入来り候村々ハ小原村式拾九枚・八日市場村三拾五枚・上井尻村之内東方村ニ拾枚札数合七拾四枚右六ヶ村より相渡シ入相為仕来申候御事、

(中略)

一此度藤木・小屋敷・三日市場右三ヶ村山元にて、七日市場之儀入相村と申上候、右滑沢山度々出入ニ付相互規定連判、其外七日市場村山元ニ紛無之証文等所持仕候、古証文等御披見之上御詮儀奉願候御事、

右之通り滑沢山入相村々右山にて往古々稜・薪等取来り耕作勤申候事、此度上荻原之者無謂奥野迄入込、猥ニ伐荒シ差当迷惑仕候、古来山元村々所持仕候諸証文御披見、其上向後上荻原村々右山へ不入仕候様ニ被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

栗原筋

享保四亥年一二月

七日市場村

名主

長百姓

享保四年十二月付で、藤木村、小屋敷村、三日市場村の三か村が合同して、訴状を提出している。

〔史料一七〕

乍恐書付を以御訴訟

藤木村

訴訟人 栗原筋 小屋敷村

三日市場村

相手 同筋 上萩原村

一書上之意趣は滑沢山・徳和口山之儀、藤木村・小屋敷村・三日市場村山元ニ而、同筋七日市場村・上井尻村・下井尻村右六ヶ村ニ而山御年貢拾五俵式斗三井御上納仕、山元諸相談相究メ入来申候、同筋小原村・八日市場村ハ提札六拾四枚相渡シ、上井尻村東方江拾枚合七拾四枚ハ前々より相渡シ為入来申候、同筋上柚木・下柚木村之儀(ママ)は頭之縁を以無年貢ニ而為入相申候御事、

(中略)

一入相村之儀滑沢ニ而こやし・薪取耕作仕御年貢御上納申候事ニ、上萩原村入込申候得は入相村々大小之百姓退転ニ罷成候間、上萩原村被御召出、向後入相不申候様ニ被仰付奉願上候、以上、

栗原筋

藤木村

小屋敷村

三日市場村

享保四亥ノ年十二月

如此目安差上候間、返答書出シ、来ル廿三日双方罷出可対決者也、

亥ノ十二月三日

大 宅右衛門

松 儀兵衛

稻 治左衛門

松 左兵衛

福 惣左衛門

山 八兵衛

三 与左衛門

打 丈右衛門

望 勝右衛門

細 半介(23)

無出座

これら三通の訴状(史料一五・一六・一七)より下郷六か村の主張を「山元」についての考えに限って整理すると、
①山元が六か村であり、六か村入会であるとするもの||上下井尻村・七日市場村の主張(史料一五・一六)
②山元が三か村であり、六か村入会であるとするもの||藤木村・小屋敷村・三日市場村の主張(史料一七)
この二つの見解がみられる。

享保四年一二月には、上下柚木村からも訴状が出されている。

[史料一八]

乍恐口上書を以御訴訟

滑沢山出入

栗原筋

上下柚木村

訴訟人 惣百姓

上荻原村

一 栗原筋上下柚木村山本の滑沢山之儀、去年放火^(野か)ニ付入相之村々御詮議ニ御座候故、川浦之内荻原平^ノ右滑沢之儀山元之由偽申上、当年ニ罷成大分入込伐荒シ申ニ付迷惑ニ奉存候御事、

一 上下柚木村山元之証拠ニは先年^ノ無年貢ニ而入り来り、殊ニ式拾四年以前子ノ年伊丹左京様御知行所之節、滑沢山新道出入ニ付、為御檢使桜井忠兵衛様・長田番右衛門様江戸御越被遊柚木上下・川浦四平山元御詮議ニ付上柚木・下柚木と申上候得は、御檢使様御意被遊候様は、山元ニケ村は有間敷と被仰候、往古ハ柚木菅村ニ而御座候処、百年も以前ニケ村ニ罷成、御免定式通被下上下柚木村山元之由申上候、荻原平之儀は、川浦四平組ニ而入相之場所持来り、殊ニ別山所持仕罷有候、滑沢山之義ハ上下柚木村山元ニ而里郷六ヶ村入相ニ紛無御座候段連判証文御檢使様江指上ケ申候、荻原平滑沢へ入会にて無御座候由荻原平七左衛門・伝兵衛印判仕指上ケ申候、殊ニ明細帳ニも上下柚木山元ニ而里郷六ヶ村入相と御書上ケ仕候、先規より山元ニ御座候ニ付無年貢にて入来り申候、今度滑沢山放火御詮議ニ付、荻原平幸ニ奉存、入会ニ而山元之由偽り申候、何ニ而も新方ニ木草板材伐荒シ迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ荻原平御召被出御詮議之上、先規之通り上下柚木山元にて里郷六ヶ村入相ニ被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

栗原筋

上下柚木村

享保四亥年十二月

惣百姓

御奉行様

この訴状において上下柚木村は自からが山元であり、下郷(里郷)六か村が入会であることを述べる。上荻原については入会であることも山元であることも偽りであるとしている。

そして、享保六年七月付で、上荻原と下郷六か村・上下柚木村の間に起きていた山論に裁許が下されている。次に挙げる〔史料一九〕がその裁許状である。

〔史料一九〕

御裁許状

一山梨郡川浦之内上荻原と同筋藤木・小屋敷・三日市場・七日市場・上下井尻・上下柚木村及滑沢山元諍論、藤木・小屋敷・三日市場訴は右村々滑沢山奥口共山元無紛、入相村々も自往古相定有之処、上荻原之者共近年山内江理不尽入込木草・材木採之、迷惑仕之旨訴之、上下井尻・七日市場申は右三ヶ村之藤木・小屋敷・三日市場合六ヶ村為山元之由申之、柚木村は上下柚木山元之由申之、上荻原は奥滑沢計山元之旨答之、右論所就不分明、為檢使戸倉徳之進・田中治左衛門差遣遂糺明令裁許事、

一滑沢山元之儀藤木・小屋敷・三日市場・七日市場・上下井尻六ヶ村共山年貢相納山元之古証文等数通有之、其上小原村・上井尻村之内東方下ノ切二ヶ所江山元より出し置提札之表六ヶ村山と古文字之焼印有之、旁以山元無紛之条向後弥如前々六ヶ村山元として可支配之事、

一上下柚木村就為山元無年貢にて木草刈採之由雖申立之、山元例古証文等之儀曾不存、殊ニ先年山元六ヶ村江差出置証文之表入会来処相見、山元論難立之間、前々之通入会之、尤両村入用之落葉・下草可採之、勿論麓村にて山

内相守之間可為無年貢事、

一荻原之者は右滑沢山奥口と相別、口へは一切無差構、奥は上荻原山元にて先年明細帳ニも書載差出置之由申之、六ヶ村并柚木村之者共は上荻原山元之義不及申、奥口共曾為入会候儀も無之旨申之、上荻原は可為証拠書物等一切無之、川浦村之内三ヶ所並之小林は令所持、旁以申所無謂、然共戌年右山野火有之節、上荻原村より早速致注進山元村々令僉儀之處、上荻原は地統にて木草刈とらせ、山異変等有之節は、右村より山元村々相達趣口上書印形差出有之、然上は奥滑沢之麓にして山内相守之間、向後村中へ提札四枚無年貢にて山元より請取之、奥滑沢之内にて村入用之落葉・下草可採之事、

右奥口之山境は、上荻原小物成之上大尾根より巽方かつら窪・芹沢之間之尾根通峯迄見通し、小物成林と滑沢山之境はよしの窪と林之間之大石を南北江見通し可界之、且又滑沢山之内さハラ窪之辺は、自古来立野にして、川浦山御巢鷹場四ヶ所之内たる之間、向後絵図墨引之内おね場・石臼くほ・まかり沢・鈴倉・さハラ窪・中尾根・かくれ窪・本窪・なへわり、せつとら・かしら・はんの木沢・二番窪・一番窪留山申付之畢、山元六ヶ村令支配、上荻原は山守として毎年無油断、巢鷹之羽振見付次第早速可注進之、為後証絵図之表墨引加印形双方江下置之、不可違失者也、

享保六辛巳年七月

古 丈 太 夫
 大 宅 右 衛 門
 内 半 次 郎
 稻 治 左 衛 門
 松 左 兵 衛

この裁許状によれば、この山論は「山元諍論」と領主から認定されている。

その結着は、「六ヶ村山元」とされている。上下柚木村については、山元ではないが、「前々之通入会」とされ、麓村であるので、無年貢入会が認められている。また、上萩原は、奥滑沢の麓であるので、提札四枚無年貢で村入用の落葉・下草をとることが許されている。上下柚木・上萩原も「山元」ではなく、麓村であることから、「山守」として、在地管理者的役割をになわされていると考えられる。

むすびにかえて

本稿を要約することでむすびにかえたい。

まず、笛吹川上流地域を分析する視角を三点出した。

①橋普請役の負担（一三か村全体で負担）

福	惣左衛門
山	八兵衛
三	与左衛門
打	丈右衛門
望	勝右衛門
細	半介 ⁽²⁵⁾

②口留番所役の負担（上郷七か村で負担）

③入会山論の地域結合・対抗関係（地続き村と下郷六か村）

この三点である。このうち、本稿では第三点を中心に据えた。

第一節においては、上郷川浦村のうち上萩原の山利用の史料三点と下郷下井尻村入会関係史料一点を挙げた。それにより、上萩原では武田家臣の系譜につながることも考えられる五左衛門・喜内家という有力農民による山所有がかなり強固に残存していたが、いわゆる小前百姓層からの山の割り渡し要求も実現されていた。他方、下井尻村では、享保期に村内の80%ちかくの家が入会山の用益を享受することができている状況にあった。

第二節では、三つの山論経緯を史料で追った。

第一の寛文期におきた下萩原村と下郷六か村との山論は、起請文という形をとり解決を試みている。

第二の延享・宝暦にかけて行なわれた徳和村と下郷六か村との山論と、第三の川浦村上萩原と下郷六か村・上下柚木村との「山元」争論とはその経緯を追うことに終始した。

山論に際しての地域関係に注目してみると次のことがいえる。

下郷・里方村落は、山論の訴訟について共同してあたっていた。徳和山は六か村入会山であり、滑沢山は山元であることを主張していた。一般的な平場村落がもつ入会地として両山が認識されているから、その入会地の用益を共同して守り、自からの農業生産や生活の維持を計るために山論訴訟が共同して行なわれてきたものであろう。これに比して、上郷の村落は、入会地の地続き村のみが用益を守るために山論にあたっていた。上郷全体に山論が及ぶことはなく、上郷が共同して山論にあたるということではなかった。入会地の用益を地続き村が享受するのみであり、上郷全体として徳和山・滑沢山の入会用益を必要とする生産構造ではなかった。共同訴訟には至らなかった。

このようなことから、この地域の山から受ける用益の差、ひいては、地域構造の実態をつかむことが今後の課題と考えられる。

(追記)

度々の史料調査に際して大変御世話になっている三富村の岡部逸美氏、荻原幸光氏をはじめ各史料所蔵者の方、さらには三富村の皆様ならびに学習院大学近世史研究会の方々に末筆ながら感謝の意を表します。

注

(1) 笛吹川上流地域のうち三富村(旧徳和村・下荻原村・下釜口村・川浦村・上釜口村・上柚木村・下柚木村)については学習院大学近世史研究会により左記の調査報告が出されている。

- ・第一集 甲州山梨郡万力筋上釜口村日原家文書目録(一九七七年)
- ・第二集 山梨県東山梨郡三富村徳和区有文書目録(一九七七年)
- ・第三集 山梨県東山梨郡三富村徳和区有文書集(一九七七年)
- ・第四集 甲州山梨郡万力筋下荻原村荻原家文書目録(一九七八年)
- ・第五集 甲州山梨郡万力筋下荻原村荻原家文書集(一九八〇年)

〇年

・第六集 甲州山梨郡栗原筋川浦村之内上荻原荻原家文書目録(一九八〇年)

録(一九八〇年)

- (2) 山梨県東山梨郡三富村上荻原・荻原幸光家文書D1(注(1)第五集の文書番号)。
- (3) 荻原幸光家文書D35。
- (4) 荻原幸光家文書g8。
- (5) 藤村潤一郎「近世中期における地主経営の実態―甲州下井尻村依田家の場合」『史学雑誌』第六八編第四号 一九五九年) 一〇四頁 第31表。
- (6) 大日本地誌大系⑤『甲斐国志』第二卷(一九七一年、雄山閣)、三〇頁。
- (7) 『甲斐国志』第二卷、一八頁。

(8) 例えば、所三男『近世林業史の研究』(一九八〇年、吉川弘文館)四一五頁。

(9) 山梨県東山梨郡三富村徳和・徳和区有文書J2(注(1)第二集の文書番号)。

(10) 徳和区有文書J1。

(11) 近世中後期の山論は、内済裁許という形で終結していくのが一般的であると考えられるが、山論が起請文をもって終結していくことの意味を考える際には、最近の中世史研究を参考にしておきたい。例えば、峰岸純夫「誓約の鐘」(都立大学『人文学報』一五四号 一九八二年)、神田千里「鐘と中世の人びと」(『遙かなる中世』四 一九八〇年)、石井進「徳政の鐘」(『中世の風景』下 一九八一年中央公論社)、などである。これらの研究で、中世人の起請文をしたため、鐘を打ち鳴らすという行動様式の指摘・意義付けが行なわれている。近世初期の山論の結着に際して同様の行動様式がとられていることは中世から近世への連続性を考える上で注目してよいであろう。おそらく、寛文期以降、このような紛争解決手段は消滅し、近世における一般的な解決方法(訴答内済・裁許)に転換していくと予測されるが、実証は今後の課題としたい。

(12) 徳和区有文書J23。

(13) 徳和区有文書J24。

(14) 徳和区有文書J25。

(15) 徳和区有文書J26。

(16) 荻原幸光家文書g5。

(17) 荻原幸光家文書g5。

(18) 荻原幸光家文書g6。

(19) 荻原幸光家文書g7。

(20) 荻原幸光家文書f11。

(21) 荻原幸光家文書A4・g9。

(22) 荻原幸光家文書A4・g12。

(23) 荻原幸光家文書A4・g10。

(24) 荻原幸光家文書A4・g13。

(25) 荻原幸光家文書A4